

平成23年第3回平群町議会
定例会会議録（第1号）

招集年月日	平成23年6月7日	
招集の場所	平群町議会議場	
開会（開議）	6月7日午前9時7分宣告（第1日）	
出席議員	1番 井戸太郎 3番 奥田幸男 5番 植田いずみ 7番 高幣幸生 9番 山田仁樹 11番 繁田智子	2番 戎井政弘 4番 森田勝 6番 山口昌亮子 8番 窪和子 10番 下中一郎夫 12番 馬本隆夫
欠席議員	なし	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 会計管理者 総合政策課長 総務財政課長 税務課長 住民生活課長 健康保険課長 福祉課長 経済建設課長 監理課長 教育委員会総務課長 上下水道課長	岩崎万勉 山中淳史 森井恵治 瓜生浩章 今村雅勇 西本勉 経堂裕士 城光良 水谷隆英 塚本敏孝 植田充彦 上田武司 岡田仁 森岡博續
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主幹 書記	西脇洋貴 森田アイ子 田中政子
町長提出議案の題目	承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について） 議案第34号 平群町税条例の一部を改正する条例について 議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	

町長提出議案 の 題 目	<p>議案第 3 6 号 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 3 7 号 平群町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 3 8 号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 3 9 号 平群町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 4 0 号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第 4 1 号 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算（第 2 号）について</p> <p>議案第 4 2 号 平成 2 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について</p> <p>議案第 4 3 号 平群町道路台帳構造化業務の請負契約の締結について</p> <p>同意第 3 号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて</p> <p>同意第 4 号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて</p> <p>認定第 1 号 平成 2 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について</p>
議員提出議案 の 題 目	<p>発議第 5 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p>
請 願	<p>請願第 3 号 平群南小学校の存続を求める請願書</p>
議 事 日 程	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>
会議録署名議員 の 氏 名	<p>議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。</p> <p>3 番 奥 田 幸 男 4 番 森 田 勝</p>

平成 2 3 年 第 3 回 (6 月)
平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

平成 2 3 年 6 月 7 日 (火)
午 前 9 時 開 議

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別
会計補正予算 (第 1 号) について) |
| 日程第 5 | 議案第 3 4 号 | 平群町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 発議第 5 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 7 | 議案第 3 5 号 | 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 8 | 議案第 3 6 号 | 平群町立保育所条例の一部を改正する条例につい
て |
| 日程第 9 | 議案第 3 7 号 | 平群町母子医療費助成条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 8 号 | 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例につ
いて |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 9 号 | 平群町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例
について |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 0 号 | 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例
の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 3 | 議案第 4 1 号 | 平成 2 3 年度平群町一般会計補正予算 (第 2 号)
について |
| 日程第 1 4 | 議案第 4 2 号 | 平成 2 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予
算 (第 1 号) について |
| 日程第 1 5 | 議案第 4 3 号 | 平群町道路台帳構造化業務の請負契約の締結につ
いて |
| 日程第 1 6 | 同意第 3 号 | 教育委員会委員の任命に同意を求めることにつ
いて |

- 日程第 17 同意第 4 号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 22 年度平群町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 19 請願第 3 号 平群南小学校の存続を求める請願書

- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)
- 議案第34号 平群町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 平群町母子医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 平群町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 平成23年度平群町一般会計補正予算(第2号)について
- 議案第42号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第43号 平群町道路台帳構造化業務の請負契約の締結について
- 同意第 3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 同意第 4号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて
- 認定第 1号 平成22年度平群町水道事業会計決算の認定について

開 会 （午前 9時07分）

議 長

おはようございます。

町長より、本定例会会議中、上下水道課西口主幹が事情により会議を欠席することになった旨通知を受けておりますので、報告をいたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成23年平群町議会第3回定例会を開会いたします。

町長、招集のごあいさつをお願いします。はい、町長。

町 長

皆さん、おはようございます。

平成23年第3回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ことしもあちらこちらで田植えが始まりまして、水面の早苗が風に揺れ、平群町らしい田園風景が見られる季節となつてまいりました。

さて、先月の出納閉鎖の結果、平成22年度の一般会計は黒字決算になることがほぼ確実となりました。決算認定は9月でございますので、詳しい数字は差し控えさせていただきますが、7年ぶりに赤字団体からの脱却ができたということでございます。そのことを全町民の皆様、議会議員の皆様に御報告申し上げ、心からお礼申し上げます。

もう1点、元山上口駅近くのバス回転場跡地売却問題で、町民の方から私あてに損害賠償訴訟が起こされていた裁判の判決が去る5月26日、奈良地方裁判所において下されました。判決は土地の評価額は適正であり、その鑑定を信用して土地の最低売却価格を定めたことに何ら違法性はないとし、原告の請求はいずれも理由はないことから、これを棄却するという内容でございます。町民の皆様には多大な御心配をおかけし、鑑定士にも大変な御負担をおかけしましたが、ここに御報告させていただきます。

さて、6月2日の日経新聞に、出生数、今後は減少という記事が掲載されておりました。内容といたしましては、6月1日付で厚生労働省から平成22年人口動態統計が公表され、合計特殊出生率が1.39と2年ぶりに上昇したものの、いわゆる出産期人口、出産期人口といえますのは、二十から39歳までの女性の数でございますが、これがピークを超え、2010年には、全国ベースで1,583万人だったものが10年後の2020年には1,299万人とさらに284万人減少する見通しと書かれておりました。

このような深刻化する少子化問題に対しては、当然国レベルで子育て支援や雇用対策などにおける抜本的な対策が一刻も早く講じられなければなりません。

平群町は7年ぶりに累積赤字を解消できたこととはいえ、高齢化の進展とともに個人住民税が大きく落ち込むなど、依然として厳しい状況にあります。この全国的な少子化問題についても、町として手をこまねいていてよいわけはありません。長期的、総合的な視点に立ち、全力で立ち向かわなければなりません。現在取り組んでいます駅周辺整備事業による新しいまちづくりや小学校再編による小学校教育の質の向上もその一環であります。これらのプロジェクトを短期間で円滑に完成させることにより、この少子化問題などにも打ち勝つことのできるより質の高い行政サービスが提供できるものと確信いたしております。

議員各位におかれましては、これらの点を考慮いただき、適切な御判断を賜りたいと考えております。

本定例会では、平成23年度一般会計補正予算案、国民健康保険条例の一部改正議案など10議案、承認案件1件、同意案件2件、認定案件1件、合計14件の御審議をお願いいたしております。いずれも慎重審議いただきまして可決いただきますようお願いいたしまして、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

これより、本日の会議を開きます。

(ブー)

議 長

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりです。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

局 長

議事日程報告 議事日程表のとおり

議 長

ただいま局長が朗読したとおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により3番、奥田君、4番、森田君を指名いたします。本定例会会期中よろしく申し上げます。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から6月17日までの11日間といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月17日までの11日間と決定いたしました。

会期の内容の報告を求めます。はい、局長。

局 長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

6月 7日(火) 本会議(初日) 午前9時より

なお、一般質問の通告締め切りにつきましては、本日午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

6月 8日(水) 決算審査特別委員会 午前9時より

6月 9日(木) 総務建設委員会 午前10時

6月10日(金) 空いてございます。

6月11日(土) 休会でございます。

6月12日(日) 休会でございます。

6月13日(月) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月14日(火) 本会議(一般質問) 午前9時より

6月15日(水) 空いてございます。

6月16日(木) 空いてございます。

6月17日(金) 本会議(最終日) 午後2時からでございます。

以上でございます。

議 長

日程第3 諸般の報告を行います。

5月26日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営委員長(窪 和子)

議会運営委員会より御報告させていただきます。

先の定例会におきまして本委員会に付託を受けました今定例会の議会運営に関する事項等につきましては、閉会中の継続調査として、5月26日に議会運営委員会を開きました。その結果、平成23年度第3回定例会の案件はお手許に配付をいたしております委員会審査報告のとおりでございます。

なお、本定例会において設置されます水道決算審査特別委員会のメンバーに

については、議会運営委員会で内定をいたしております。

また、請願書1件については、議会運営委員会におきまして、文教厚生委員会で付託されることは既に了承をいただいております。

なお、意見書と議員発議の取り扱いにつきましては、本定例会最終日に上程することが決定をいたしております。

以上のとおり報告をさせていただきます。

議長

はい、御苦労さまです。

続きまして、5月30日に開催されました文教厚生委員会の報告を求めます。

はい、文教厚生委員長。

厚生委員長（植田いずみ）

去る5月30日午前9時より文教厚生委員会を開催させていただきました。案件といたしましては、国民健康保険税率の変更についてということで当局より説明を受けました。

以上です。

議長

次に、町長より報告事項があります。

まず、繰越明許費繰越計算書について。平成22年度平群町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。はい、総務財政課長。

総務財政課長

繰越明許費繰越計算書について報告

議長

続きまして、平成22年度平群町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。上下水道課長。

上下水道課長

繰越明許費繰越計算書について報告

議長

続きまして、平群町土地開発公社の経営状況並びに財団法人平群町地域振興センターの経営状況の報告を求めます。総合政策課長。

総合政策課長

土地開発公社、地域振興センターの事業報告

議長

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第 1 号) について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、税務課長。
税務課長

承認第 5 号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

6 番

詳しい説明してくれたから、あんまり聞くこともないんですが、一つはね、1,000万単年度黒字になったと、ここ数年ずっと徐々に増えてきてですね、昨年度末では3,200万までになって、今年度1,000万単年度黒字で2,200万まで減るといことなんですが、今年度から、まだ、もう、ことしが23年ですから、あと14年ほど償還期間があるわけですから、だんだん先細りというのはこの間議論してきたとおりです。だから、そこで、22年度は黒字になったんですが、その要因はいま説明されたんですけどもね。それはことしに限ってのことですよ。今後の見通しとして、例えば23年度以降、これから何年間で一番厳しいと思うんですが、過去の議論の中では、最大5,000万ぐらいまでの赤字にはなるだろうという見込みがされていました。その点で今回大きく変わったわけですから、22年度のこと踏まえて、今後どのように見込んでいるのか若干説明していただきたいのと、それから、国への残高が22年度の3月31日末現在でどれぐらいの金額になっているのかということと、それと、22年度末の滞納額は幾らになっているのか、22年度末の滞納額が幾らか、その3点、説明いただけますか。

議 長

はい、税務課長。

税務課長

いま現在、この質問については以前から指摘をされているところであります。私のほうで見込んでおりますのは、確かに借り入れの限度額が5,000万を超えないようにしていかなきゃならないというふうには思っております。そのたびシミュレーションをしております。よほどの事故がなければ、数字的にはちょっといま申し上げることはできませんけども、私たちのほうで考えておりますのは、何とかその範囲でこの事業が完成できるだろうというように見込んでおりますので、よほどの事故がない限り、このままの推移で行けば、ほぼ大丈夫かなというふうに思っているところでございます。

それから、もう一つ、2点目の国への残高という、申し訳ございません、国

への残高というのは、返還するというようなことはいま現在この事業ではありませんので、若干もう少し後で詳しく御質問いただければというふうに思います。

それから、あとの3点目の22年度、出納閉鎖終わって、ちょっとシステムの関係もございまして、先日、23年度、2末のときに、予算のときに申し上げました額でお願いしたいというふうに思います。うち返済累計額です。すいません、当初貸付計画が改修資金も入れまして20億9,963万6,000円、利子も合わせまして27億6,999万9,480円が貸付の全額でございます。そのうち返済額累計が23億7,396万4,010円、そのうち一括償還という利息の差もございまして、それが5,450万1,473円という利息の差があります。今後返済予定額が3億3,540万程度、それから、あと、滞納額が1億3,100万程度ということで御理解いただきたいと

思います。

以上でございます。

議長

はい、山口君。

6番

国への償還というのは、いま言った、要するに借り手の返済額で、それと町を通じて借り入れた分を町が返す残高のことを言っているんであって、本人が返す金額とはまた若干異なるでしょう。利息の分とか。実際100%返すんじゃなくて75%返すということですから、その辺変わってくると思うんですが。それはいまの数字で結構なんですけどね。

滞納額が1億3,100万、21年度末で1億5,500万という説明やったと思うんですがね。これも、じゃあ、2,200万ほど減ったというのは、もちろん黒字になってるから、当然過去の滞納分も含めて一括償還が何件かあったからこうなったということですよ。これまでのシミュレーションではあんまりこういう説明なかったから、それはそういうことでいいですね。

そしたら、あと、いまの課長の答弁で3億3,540万というのは、これは借りた人が返すのに残っている額なのか、町が間に入って借り入れた分で事業として返す額なのか、それ、どちらですかね。

議長

はい、税務課長。

税務課長

3億3,500万といたしますのは、貸し付けた方が返済する額ということでお願いします。

議 長

はい、山口君。

6 番

そしたら、町が返す額というのは幾らになるんですか。

議 長

はい、税務課長。

税務課長

町が返す額というのは、いわゆる簡保資金から借り入れた額ということになります。あと、ちょっと、いま、数字、それを持ち合わせておりませんので、また報告させていただきたいというふうに思います。

議 長

山口君、それでよろしいか。

6 番

はい。

議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結します。
これより承認第5号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認することに決

しました。

日程第5 議案第34号 平群町税条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長。

税務課長

議案第34号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

4 番

いま課長から御説明いただいたんですけど、具体的にどんな方がこの適用を受けるんでしょうか。

議 長

はい、税務課長。

税務課長

この適用は、東日本大震災で被災された方、申しますのは、いま現在いろんなところで避難生活をされておりますし、転出されている方もおられますから、どこの市町村でもこの適用を受けられる、申告もできるという、これは全国一律の制度改正でございますので、御理解いただきたいと思います。

議 長

植田君。

5 番

現時点で平群町の中でそういう対象になる方がいらっしゃるのかどうか。その点だけ。

議 長

はい、税務課長。

税務課長

いまのところは相談とかそういうのはございませんけども、こればかりは転出されている方もおられるかもわかりませんので、その受け皿としては、やはりしていくべきだと思います。いま現在はそういう方は、把握というんか、おられないというふうに思っています。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第34号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第6 発議第5号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

以上2件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

発議5号の議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは朗読いたします。

発議第5号

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の第2項の規定により提出する。

平成23年6月7日

提出者 山口 昌 亮

賛成者 植 田 いずみ

平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平群町国民健康保険税条例（昭和34年4月平群村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の7.3」を「100の6.45」に改める。

第4条中「100分の20」を「100分の17.25」に改める。

第5条中「28,000円」を「24,200円」に改める。

第5条の2第1号中「32,000円」を「27,700円」に改め、同条第2号中「16,000円」を「13,850円」に改める。

附則

(規則施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の平群町国民健康保険税条例の規定は、平成23年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成22年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

議長

提出者の趣旨説明を求めます。はい、山口君。

6番

国民健康保険税については、この平成20年度に平群町が国の制度改正を主な理由に、1世帯当たり4万、加入者1人2万円の増税を行ったわけですが、そのことでこの平成20年、21年、22年、3年度ほぼ決算出ておりますけれども、この3年間だけを見ればですね、1億8,000万円を超える黒字、1億8,000万円近く、まだ22年度が確定していませんけれども、ほぼそういうことだということで、19年度までの赤字7,800万ほどありましたけれども、それを消し込んでも1億円以上の黒字になるということが当局からも説明されています。

いま議長のほうから一括議案になったという、後から説明、当局のほうからある議案についてもですね、3月までは一切引き下げは考えていなかったという答弁がずっとされてきました。にもかかわらず提出されたということは、それはそれでいいことなんですけれども、今度私が出させていただいたこの国保税条例の一部改正というのはですね、基本的に3年前に大幅な増税になったことで、この3年間の会計が、先ほど言いましたように、大幅な黒字になる。それをやっぱり住民の皆さんに還元する、取り過ぎた分はやっぱり返すというのが基本だということで、当時値上げになったのは、後期高齢者支援金というのが新たに創設されたためにですね、その税率がそれまでの医療分、介護分と、全く、医療分、介護分はそのままにして支援金分だけを値上げした。その分のせめて半分を住民の皆さんに返していく、そうすれば1人2万円の値上げでし

たから、当然、その半分で1万円の平均した値下げになると。当時といまとは、平群町の住民の暮らしぶりも大きく変わって、収入も大幅に減ってますから。実際はもっと少ない金額になるかもしれませんが、当時上げた分の半分を引き下げる、それが基本的な趣旨です。

先ほど言いましたように、本来なら、黒字であろうがなかろうが、住民の暮らし、健康を守るという点から言えば、余りにも高過ぎて大変な状況になっている国保税を少しでも引き下げていくというのは、当然、これまでに、もっと早くに当局のほうから提案もしかるべきだったと思うんですが、ここに来て3年間、こういう推移で、この間の議論で、私どもが主張した方向というか、余りにも上げ過ぎたということがはっきりしたという点から言えば、これぐらいの値下げをすれば、いま基金につき込んでいる部分、また、23年度、もちろん医療費のことですから、今後のことははっきりしませんが、住民の皆さんの暮らしを守るためにも1人1万円の引き下げは必要ではないか。そういうことで提案をいたしました。

これについては、先ほども言いましたように、当局の提案とは違って、4つの所得割、それから資産割、均等割、平等割、すべてにおいてですね、これまで上がった人の分を少しでも下げるという点で、すべての分について半分引き下げを提案しています。ぜひこのことについては、議員の皆さんもしっかりこの間の議論も聞いていただいていると思いますので、考えていただいて、住民の皆さんの暮らしを守る、その観点からも、この議案にはぜひ賛成していただきたい、このように考えています。よろしくお願いします。

議長

議案第35号は、議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

はい、健康保険課長。

健康保険課長

議案第35号 提案理由説明

議長

これより本案に対する質疑に入ります。はい、山口君。

6番

町長提案の改正案のほうについて質問します。

いま、課長、るるお述べでしたけど、国保の議論についてはですね、先ほども言いましたように、平成20年度3月の議会で増税がされて以降、ほぼ毎定例議会ごとに議論させていただきました。ほぼ出尽くしてるんですが、水谷課長はまだ1年半ぐらいかないと思うんですけどもね。ことしの3カ月前の3月7日、改選前の最後の定例議会でも、国保会計の補正予算のところでも私も質問さ

せていただいています。その中で、私は、当時2月の段階で、ことし2月の段階で当局のほうから、今年度も黒字になるということで国保運協の中で報告もありましたし、厚生委員会でも報告があったと思います。

それを受けて、当然、これだけの黒字になっているんだから、住民が払い過ぎた分を返すべきだと、こういう質問をしました。その答弁が、安定的な財政運営に取り組んでいるところでございますと、そのようなところでですね、現在国民健康保険税の見直しについては非常に困難であると考えておるところでございます。こういう答弁でした。もちろんいいほうに変わったんですから、けちをつける気はありませんが、一貫してこういう答弁をされてきたんです。ほんでここに来て、もちろん引き下げ、それは結構なことなんですよ。結構なことなんです。その引き下げの仕方が、いま説明があった資産割をゼロにするということですよ。その理由がいま述べられませんでしたけれども、国は厚労省の方針として、この間ずっと国保税については、応能、応益、フィフティー・フィフティーというような感じで指導されてきて、余り離れると国からの補助金が減らされるというようなこともあったということで、資産割が応能というのでも、全く全面的に私は賛成はできませんけれども、しかし、一応応能割のほうに入って、所得割と資産割が50%、均等割と平等割で50%と、こういう形なんですね。

前段で、一つはなぜ町として、この3カ月で方針が大転換になったのかと。この前の厚生委員会では、以前から考えていたんだと、こうおっしゃったんですけれどもね、以前から考えていたんなら、3月の議会、一番近いところと言うと、3月の議会の私の質問に対してこういう答弁されるというのは非常に誠意がないんじゃないですか。そのことも含めて、どういう心境の変化があったのか、これは町長が答弁されたらいいと思いますけれども、やっぱりその辺はちゃんと住民に説明すべきだと思いますので、どうでしょうかね。

議 長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

ただいまの御質問に対して答弁させていただきます。

平成20年の4月に、後期高齢者医療制度が創設されたことによりまして国民健康保険制度が改正され、国民健康保険税は従来の医療分、介護分の2段階から新たに後期高齢者支援金分が追加され3段階建てとなったこととあわせて、国民健康保険財政が平成15年度から19年度まで5年連続の歳入不足であったこと等から国民健康保険税の見直しを実施させていただきました。国民健康保険税は住民の方々に御負担をいただいている大切な税であるということを重

く受けとめておるところでございます。

いま議員さんお述べように、なぜこの時期に提案になったかと、こういうこととでございますが、議員さんのお話の中にもございましたように、資産割につきましては、先ほど、国、県等の流れをお話をさせていただきました。その後、県内でもいろいろな取り組みがされておるところでございます。そういったことも含めまして、今回提案をさせていただいたということでございます。

現在、国民健康保険税の資産割の廃止の状況でございますが、医療分につきましては7市町、6市1町でございます。この6市1町につきましては、すべて医療分、それから後期高齢者支援金分、介護分、すべて廃止ということになっております。

それから、後期高齢者支援金分につきましては14市町村、8市2町4村、それから介護分につきましては10市町村、7市1町2村でございます。

また、資産割の廃止につきまして、県下統一の保険料のことについて、資産割廃止の方向で検討するということが出ておりますので、一度にするかどうかはそれぞれ市町村のいろんな事情がございますので、そういったことも含めまして検討がされているというふうにお聞きをしておるところでございます。

そういったところで、今回、資産割の廃止ということで御提案をさせていただいたところでございます。

議長

はい、山口君。

6番

あまり答弁になってないと思いますよ、3カ月前とどう変わったのかという。ああ、そうですか。じゃあ、奈良県内の何カ所かの自治体がそうすれば、平群町は全部そっちと同じようにするんですか。

では、平成20年の値上げ、盛んに当局のほうは、制度の変更を理由に値上げされたわけですけれども、2階建てから3階建て、それはそれでいいですよ。でも、その当時値上げしてない自治体も多かったんですよ。半分は値上げしてないんですよ。そういうときはよそは見ないで、今回、何やわからんけど、3カ月前まではそんな気全然なかったけど。何も下げるのを悪いと言ってるんじゃないです。後から言いますけれども、その資産割だけというやり方がいかなものかということなんですよ。もちろん国の方向づけ、それから都市部については資産割は廃止しているところが多いですから、ほんで、広域化になれば、全国的にそういう流れになるんでしょうけれども、いや、それはそうってからだって別に遅くないわけですよ。平群町が、なぜこの時期に来て、引き下げするのは大いに結構なことだけれども、なぜ資産割だけなのかというのがね。

聞きますけど、これは厚生委員会でも出てましたから、もう答弁していただくなくて結構ですけども、引き下げの対象にならない世帯が3分の1あるわけでしょう。資産割で引き下げになる世帯は64.5%とおっしゃったじゃないですか。いまの平群町の加入世帯数が、この前の話では3,193世帯、そのうち資産割が適用している世帯が2,061世帯でしょう。ということは、1,132世帯は引き下げの恩恵にならない。黒字になっているのはなぜなんですか。この前、3年前に1人2万円値上げしたからでしょう。ということは、均等に値上げしているわけですから、全世帯に値上げになっているわけですよ。それをやっぱりきちんと、それで黒字になったんですから、引き下げるという観点が、当然、引き下げを考えるんなら必要なわけですよ。

もう何回もやりとりするの嫌ですから、もう一言言っておきますと、例えば、じゃあ、50歩ほど譲ってですね、資産割は何としても町長の方向として、今後のこともあるんでゼロにしたい、それはそれでいいでしょう。じゃあ、それに該当しない人たちにはどういう救済、救済というのは引き下げすることですよ、するのか、一番簡単な方法は均等割です。平等割は世帯ですから、全体ですから、それでもいいんですが、そっちのほうも何ほか引き下げる、何もフィフティー・フィフティーにしるとは言いませんよ、応能、応益をね。言いませんけれども、そういうことは一切考えなかったのかどうか。その点どうですか。

議 長

はい、町長。

町 長

この間いろいろ議論いただきましてありがとうございます。

基本的には、平成20年度の制度改正がございました。その後、3年が経過したわけでございます。3年の実績が出てきたというようなことでございます。それを受けまして、そういう中で国や県の動き、あるいはまた他市町村の動向、加えまして、いろんな住民の方の声がございました。資産割が果たして国民健康保険税になじむのかどうかという御議論もございまして、以前から資産割につきましてはいずれ廃止の方向かなという考えがございました。そういう中で、今回、資産割につきましては廃止ということにさせていただきたいなと。

そのほか、所得割、均等割、平等割につきましては、もう少し精査させていただきまして、年末ぐらいをめでに精査させていただきまして、改正する必要があるれば、その時点でまた議会の皆様方に相談させていただこうかなというふうに思っております。

この間、非常にうれしいことですが、医療費が非常に、予測していたよりも伸びなかったということもございます。また、徴収率も過去にないほ

ど、加入者の皆さん、協力いただきまして、徴収率も非常に上がっております。そういうこともございまして、国民健康保険、やっと健全化の兆しが見えてきたかなというふうに本当に喜んでおるところでございます。

そういうことも含めまして、その他の分につきましては十分精査させていただきまして、その時点でまた議会の皆さんに御相談させていただくということでございますので、今回の提案につきましては、どうぞ御理解いただきまして、賛同いただきますようお願い申し上げる次第でございます。

議 長

はい、山口君。

6 番

いま、年末っておっしゃいましたね。年末というのは12月。じゃあ、12月の時点をめどに精査して、当然、国保会計の状況を見てということでしょうから、今度引き下げて、実際4,000万という調整額ではなっていますが、実際は三千五、六百万に引き下げはなるかと思うんですけどもね。一つは年末をめどに、年末どんな数字が出てくるんですか。12月時点では国保会計、23年度、めども何も立ってないでしょう。もう立ってるんですか。立ってるということで判断されるのかどうか、これが1点。

それから、いま町長おっしゃってる意味はわからなくはないですよ。わからなくはないですけども、じゃ、公正公平の観点から言えばどういうことになるんですか。町長はよく公正な行政って、こうおっしゃるじゃないですか。要するに3分の1の人が、値上げるときは3分の1の人も値上げになって、引き下げのときにはこの人たちは除外されるという、こういうことが現実にかかるということに対して何ら考えておられないんですか。いまの答弁にはそれが一切なかったですよ。じゃあ、公正公平という観点から見ればどうなのか。その二つ答えていただけますか。

議 長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

23年度の決算見込みが12月のそういった提案をするときに出ているのかという、こういう御質問でございました。

確かにおっしゃるように23年度の動向といいますか、その時点でほぼ4月から半分程度出ているというのはたしかでございますが、そんなに精密な決算見込みが出るということではございません。

また、議員もお述べのように、医療費の動向につきましては、非常にその見込みを得るのが難しいという状況でございますので、そういったことで答弁と

させていただきたいと思います。

議 長

はい、町長。

町 長

国民健康保険運営協議会でもいろんな御議論がございまして、委員さんの中には、むしろ資産割を、資産を持っている方だけに課税するのはいかなものかという御議論もございまして、そういったこともございまして、固定資産税につきましては一定町税としていただいております。

国民健康保険の中で資産割を徴収することが公平なのか、公正なのかという議論は非常に難しい議論になるかと思っております。一定国や県の動向、あるいは他市町村の動向を見れば、公平公正という言葉が適切かどうかは別にいたしまして、その方向かなというふうに考えております。

以上です。

議 長

はい、山口君。

6 番

私はそんな議論ね、資産割の性格がどうのこうのという議論をいましているわけじゃないんですよ。公正公平ってさっき言いましたよね。要するに上げるときは全員に賦課しといて、今度下げるときは、それは町長が資産割の性格から考えてそうなんだと何ぼおっしゃっても実際問題下がらない方が3分の1いるということね、この現実をどう見るのかって聞いているんですよ。

だから、それは資産割にかけるのがいいのか悪いのか、何かずっと、これ、取ってるわけですから、それは悪いって結論に達した場合だって、それは達する場合だってあるかわかりませんが、これをゼロにするっていうだけでしょう。それだったら、もうちょっと緻密な全体が下がるような方向でのやり方をすればよかったんじゃないのかというふうにも言えるんですよ、逆に言えばね。だから、そこんところなんですよ。だから、どこを見てやってんのかという。

上がった分を何ぼか下げて、全部下げるとはいまの財政状況の中では、いまはその議論をしているわけじゃないんです。ですから、全体、全員が下がるような方策をなぜとらないのか、それが公正公平じゃないんですかっていうのが私の言ったところで全然議論かみ合いませんけれども。

それと、水谷課長のいまの当然、その12月は正確なことがわからんって、この間、散々そういつてきたわけじゃないですか。12月議会で言ったって、まだ決算が出ないからわからんと。当局の答弁、議員の皆さんも何人かおっし

やったじゃないですか、賛成討論で。私たちが反対討論とか、請願の場合は私たちは賛成討論ですけど、反対討論で。まだ状況わからんねんから、もっと様子見てからのほうがいいんじゃないかと、引き下げについては、というような議論がこの議会ですっとされてきた。今回、いまの答弁、じゃあ、12月議会でめど立てられるんですね。じゃあ、どうなったら資産割以外を、引き下げも、ことしの12月末、ことしの末の12月に方向づけができるのか。じゃあ、どういうふうになったら、はっきり言えば、住民の皆さんが一番聞きたいのは、どうなったら引き下げると、資産割以外を、今後。それを答弁してください。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

先ほども答弁をさせていただいたので、同じような答弁になって非常に恐縮でございますが、23年の12月で国民健康保険税の23年度の状況を見て、非常に難しいと思います。

先ほど町長のほうからお話をさせていただきましたように、12月を目途にいろんなことを総合的に勘案をして考えると、こういうことでございますので、当然、23年度の決算に限りまして申し上げましたら、その時点で一番最新の情報を使うということになると思います。

当然、20年の4月で制度の改正、もしくはあわせてそれまでの歳入不足がございました。そういったことも含めまして、当然、国民健康保険の健全な財政ということが大切でございます。そして、医療費の動向も見ていかなければなりません。そういったことも含めて、全体的に考えていくということでございます。

議長

はい、植田君。

5 番

いろいろ聞かせてもらったんですけどもね、先ほど山口議員も申しましたように、私もこの間、住民の多くの方々から、とにかく国保税の負担が大きいということを聞いてきました。そういう中で、年金収入の1割を国保税で持っていかれてしまうと。こんなもん、生活成り立っていかへんという多くの方々があってですね、そういう中で、この間、2回の請願も出ましたし、議会では否決、あるいは審議未了、廃案という形になってきました。

そういう中で、今回、条例改正という形で議員提案をさせてもらったわけですけども、先ほどから山口議員のほうからもありましたように、とにかく3，

000世帯のうち1,000世帯は対象外になってしまうと。そういう意味では、やはり公平公正という、これまで行政がおっしゃっていたこととは違う方向での、今回行政が出されている資産割だけの廃止の提案だと思うんですね。

先ほど町長は、近隣の状況というふうにおっしゃったんですが、平群町、町長は町長に就任されてからほかより進んだ行政サービスは基本的には考えてないというようなことを、私、この間聞いてきたように思うんですけども、今回、平群町が資産割を全部、医療分も介護分も、それから支援金分も全部全廃するということが示されているんですが、これは39市町村中7市町だけが23年度から、あるいはその以前からやっているところなんです。

ということは、5分の1ぐらいかな、のほとんどの市町しか、まあ言うたら、そういうことをしないということになるわけですね。そういう意味では、住民の、これまで町長の、廃止をすること自体悪いとは言いませんよ、ただ、そういう方向で来たのに、ここに至って、急遽それだけを、そういう資産割だけを廃止にしてきたということについては、どうしても、なぜなのかということをおもうわけです。

公平性ということをおっしゃってきた観点から言えば、1,000世帯がその対象から外れるということについて、何ら、ある意味行政としては考慮して、今回の条例改正という形に出してこなかったんではないかというふうに思うんですね。

その点について、再度、行政として、なぜすべての世帯が引き上がった国保税をすべての世帯に還元をするという方向性を持たなかったのか。これについて、再度お聞きをしておきたいと思います。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

いまの御質問でございますが、3,000世帯のうち1,000世帯が対象にならないということでございます。

今回御提案をさせていただきますして、先ほど町長のほうもお話をさせていただきましたが、全体的なことを勘案しながら、今後12月を目途に検討するということでございますので、当然そういったことも含めて検討材料になっていくというふうに考えておるところでございます。

議長

森田君。

4番

この間、国保税につきましては、3年間、4年目に入るんでしょうか、議論

をしておるわけですが、一番この問題の発端は、町長が真摯にこの問題について議会に対しても答弁をされてない、課長も答弁をされてない、それが一番私は原因じゃないかと思う。やはり議会に対して真摯に答弁をしていただく。本日の水谷課長の答弁を聞いておっても、3月議会の議事録と一緒にじゃないですか。そんな答弁を議員は求めているわけじゃないわけです。まずそういうことを申し上げておきます。

それと、今回、町から値下げというのは非常に前向きで評価できるわけですが、資産割を廃止する市町村は委員会でも御報告を受けております。町長が好きなお隣の三郷町、斑鳩町はどのような状況になっているのでしょうか。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

三郷町、斑鳩町の動向ということでございますが、直接具体的にどういうふうにするかということをお話したことはございません。ただ、先ほどもお話をさせていただきましたように、昨年12月にですね、県のほうで作成されました広域化方針の中で、保険料統一に向けての考え方ということが出ておりますので、当然、そういったことをいろいろと検討されているのではないかと、このように考えているところでございます。

議 長

森田君。

4 番

県から指導が出ておるといふのは、それは県の指導でよくわかるんですけども、当然そういうことであれば、近隣の動向といふのは当然私であれば調べるところですよ。三郷町はどのような動きをしてるのか。斑鳩町がどんな動きをしてるのか。それはちょっとおかしいんじゃないかということ、まずそれだけ申し上げておきます。

それと、先ほどもありましたが、3,000世帯のうち1,000世帯少しがこの資産割の恩恵に受けないというふう聞いておりますが、例えば御主人が後期高齢者で奥さんが国保だということになりますと、世帯が分かれると思うんですけども、擬主の世帯はどのぐらいになっておるのでしょうか。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

いまお聞きのとおりですが、御主人が後期高齢者の方で奥さんが国民健康保

険、国民健康保険というのは74歳まででございますので、その場合、どういった形になるのかと、こういうことでございます。

世帯が同じということになりますと、その方を、要するに御主人のほう、後期高齢者の対象になっておられる方を擬主さんという形で一応国民健康保険税の中では位置づけをさせていただいております。

数でございますが、一応4月末で約600強であったかというふうに考えております。

議長

森田君。

4番

ということは、一番資産はなくて生活に困窮してそうな方は500から600弱だというふうに理解してよろしいんですね。表現よくないんですよ、表現よくないんですよ。資産がない方ね。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

御質問が非常に難しいので、こちらのほうで、いま、その話をしました擬制世帯の方がどうかということちょっと、申し訳ございません、調べたことがございませんので、1,000からその分を引いて500というのは、ちょっとこちらでは、申し訳ございません、はっきりした数字は把握しておりません。

議長

森田君。

4番

議員発議の提案者の方にお聞きすべきなのか、町当局にお聞きすべきか別として、この提案を受けて、町当局の提案から行けば4,400万影響が出ると。発議5の提案を受けた、実施した場合、どれぐらいの影響度が出るのか試算されてると思うんですけど、わかればお教えいただきたい。

議長

山口君。

6番

先ほども説明で言いましたように、平成20年度の増税が、当時のもちろん所得ですけれども、大体1世帯、加入者1人2万円の増税でしたから、それを半分にしていますので、当然1万円と。いま4月30日現在の国保の加入者が、当局の説明では5,879人ですから、1人1万円とすれば5,879万円、実際調定額で言うと六千二、三百万ぐらいにはなります。ただ、上限がありま

すし、そういうなのも勘案すると、もうちょっと少なくなるかわかりませんが、大体6,000万円程度だというふうに私のほうでは試算しております。

議長

ほかございませんか。山田君。

9番

先にね、質問を先言うときますよね。

あのね、資産割を廃止されてる市町村が6市1町もあるということをお聞きしたんですけど、その6市1町についての要は所得割、均等割、世帯割の比率というのはうちの町と比べてどういうふうになっているの。要はトータルでも結構なんですけど、医療費、介護分、後期高齢者分、足したら、要は負担する側としたらどうなっているの。

あのね、何でと言うたら、その6市1町が既にやられているからということと提案もされたわけですよ、提案理由には書いてないけど。ほんなら、当然そこもお聞きせんといかんと思う。

というのはね、先にお聞きしたというのは、用意もしていただかんといかんと思ったんで先お聞きしたんですけど、この議員発議の分については、もともと後期高齢者の医療制度が創設される時点からね、支援金分については拙速に上げるのもまだ早いんじゃないかということで私もずっと意見を言わせていただいていた。この間の動向をずっと見たときに、やっぱり決断、考え方が早過ぎたんじゃないかということもずっと意見言わせていただいていた。その中の議論の中でも、医療費の動向がわからない、どうなっていくかわからないんで赤字の国保税、国保特別会計赤字というのは大変これからの運営でも支障を来すんで、黒字になった時点では安定的に進めていく必要があるということ町長もおっしゃってたんですが、ここに来て、固定資産税資産割については、社会的動向からも含めて検討するという、これは一定僕は評価したいと思うんですが、国保税の加入者の、先ほどから議論になっている全員の方にも負担を求めたことに対して、今回の資産割については全員の負担を、全員を軽減するわけでもないという結果にもなってくると思う。その上で、提案理由の中にあつた、ほかの市町村が動向的にも廃止されてますよということであるんであればね、その市町村が我が町とどういうふうに違うのか、当然調べて、手前の都合のええ話ばかりアピールするんじゃないしに、その辺の部分も調べて報告していただかなければならないんじゃないかと思うんでちょっとお聞きしております。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

ただいま、資産割を廃止するので、県下の状況はどうかと。特に現在廃止しております6市1町について、こういった動向かと、こういうことでございます。

ちょっといま、申し訳ございません、きちっとした資料が手元ございませんのであれなんです、当然何回も申し上げておりますように、国民健康保険の財政状況というのは各市町村によって非常に変わってきておるといところがございまして。それぞれの市町村の御判断で、例えば当然資産割がないということであると、所得割と平等割、均等割というふうなことの分を当然勘案して、そして、財政状況ですね、そういったものも見据えながら判断をしておられるというふうに思います。それぞれの市町村の判断の中で決めておられます。

それと、もう1点は、非常に難しいのは、税率だけではなくて、その対象の方の、具体的に例えばこういった所得で、例えば資産割を持っておられる、持っておられない、年齢とかですね、そういったものでも若干変わってくるということがございますので、そういった部分で言いますと、非常に難しい部分がございます。

そういったことで答弁とさせていただきたいと思っております。

議長

はい、山田君。

9番

何難しいんですか、ようわかりませんわ。

あのね、それはその自治体の会計状況もあるでしょう。そやから、それはその各自治体で決められているの、それはわかりますよ。でもね、住民側の視点に立って考えてみてください。例えば平群町に住むのか、三郷町に住むのか、住民は選べるわけですよ。どっちに行こう、どっちに住もうかな、どっちに家を建てて住もうかなって選べるんでしょう。そのときに、選ぶ基準がこの市町へ行ったらどうなんや、平群町へ行ったらどうなんや、三郷町へ行ったらどうなんやでしょう。住民の側に立って考えてみてくださいよ。そしたら、負担する側にとったら、その市町村別にどうなってるのかということは大事でしょう。これからの平群町どうなっていくんかということ、私たち考えていく上でそれは基準になるわけじゃないですか。あえて6市1町で資産割を廃止されてるっておっしゃったんですから、それであれば、ほかの所得割等のことはどうなっているのか、当然基準に、私たちも検討する基準になるんじゃないですか。それはちょっと出していただきたい。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

先ほどちょっとお話をしましたような状況でございますので、非常に難しいということで、あえてそれでもということでございますので、あれなんですけども、これ、例えば一つの設定の仕方でございます、それをまず前提としてでございますので御了承のほどよろしく願いをいたします。

先ほどのお話の65歳未満の方で公的年金の年収が約200万円、それから資産割が3万8,000円かかっておられると、こういった方の積算でございます。

これが例えば平群町の場合で20万円強の分になります。それから、奈良市とか、ちょっとたくさんありますので全部あれですけども、奈良市の場合でしたら、平群町より少し上になります。大和高田もそういったことでは少し上になるかなというふうに思います。そういったことでございます。これは改正前でございます。

これを同じ条件で資産割廃止ということで検討させていただきますと、ちょっと一つの言い方として妥当かどうかわかりませんが、39市町村でございますので、そういった意味では10番強のところ position づけられます、いまの条件でございましたら。それが資産割を廃止するということになりますと、23年度でございますが、一応真ん中程度になってくるということでございます。

議長

山田君。

9番

難しい難しい答えられてるんですけど、そうじゃなしに、僕聞ってるのパーセント決まってるじゃないですか。所得割何%って、そのこと聞ってるんですよ。だから、個人個人、それは所得、いろいろ条件が違うんで、その人をそこで比べるとなると、また話ややこしいなと思うんですけど。その表はないんですか。検討されてないんですか。もともと資産割だけしか見てなくて、他の市町村がそのところはどうなっているかは調べてもないということですか。検討もされてないということ。

僕は、そんな細かいことじゃないですよ、平群町所得割、医療分7.3%、支援金分1.7%、介護分0.9%、これを足したら、所得割として足したら、負担として2.6の9.9%、所得割9.9%ありますよ。これがほかの市町村ではどうなってるんですか、資産割どうなってるんですかというのを出ないんですかって聞いているんですけど。ちょっと質問の仕方が悪かったんでしょう。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

申し訳ございません。例えばどういう、まずそういうことを勘案したかどうかということでございますが、当然それは勘案をさせていただいております。それから、具体的にこういった回答をさせていただいたらいいかちょっとよくわからないところがございますが、例えばですね、例えばですが、奈良市の場合でしたら、医療分につきまして限度割が50万、平群町は47万、所得割が8.2%、平群町は7.3%、資産割はゼロでございます。それから平群町は20%。それから均等割は2万6,400円、平群町の場合は2万8,000円、平等割は2万4,600円、それから平群町の場合は3万2,000円と、こういうことでございます。そういったことでございます。それぞれのほかの市町によりましてそれぞれ違いますので、ちょっとそういうふうな形でございます。

議長

山田君。

9番

それは、これだけ見てどうやねんって、何を聞きたいのかようわかってないんかもわかりませんが、要は、いま、奈良市を出されたのは何で奈良市を出された。たまたま奈良市があったから奈良市を出されたのかもわかりませんが、何か意図もあるのかなと思いますけど、奈良市は所得割がちょっと平群より高いですよということを多分おっしゃりたかったんでしょう。

ただし、均等割、平等割は低いわけでしょう。それが一覧があるのであればね、それをいただきたい。それも検討の、この議案について検討する材料の一つになるでしょう。ということです。それをいただきたいんで、いただけますか。

議長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

それでは、資料のほう、提出をさせていただきます。

議長

すぐできますの。

健康保険課長

いま出ると思うんで。

議長

そしたら、資料ができるまで、45分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前10時35分)

再 開 (午前10時46分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

貴重なお時間をとっていただきまして、ありがとうございました。一応いまいまお手許にお配りをいたしましたのは、平成23年度の国民健康保険料・税の税率の一覧でございます。こういった形でそれぞれの市町村で決めておられると、こういうことでございます。

議 長

山田君。

9 番

ありがとうございます。わかりやすい資料だと思います。

要は、いまいただいて、ぱっと見るところによると、資産割を廃止されている市町村については、確かに所得割の比率なんかが全体的に高いかな。そういう意味では、均等割、平等割の定額分が低いところが多いのかなというふうにざっと見たときに感じるわけですよ。そういう意味では、先ほど山口議員が聞かれた応能応益という面も含めて、今度、年末、12月ぐらいにはいろんな面で再検討という言葉やったんかな、検討していきたいということをおっしゃってたんですけど、その検討する上での国保会計に関しての一定のめどというか指標というのは、これからの推移を含めて持っておられるんですか。その国保会計の基準というのは持っておられるのかどうか、ちょっとお答えいただけますか。

議 長

はい、健康保険課長。

健康保険課長

いま、12月の見直し、検討、そういったものに対して基準があるかということでございますが、非常に基準というのは、正直言いまして難しいところがございます。先ほども何回も申し上げて恐縮でございますが、医療費の動向と

というのは非常に難しいところがございますので、少なくとも20年、21年、そして22年は、また議会のほうへ9月に報告をさせていただきますが、そういったことを含め検討していきたいと、このように考えておるところでございます。

議長

はい、馬本君。

12番

先ほどから、ちょっとお話をお聞きしますと、3,000世帯のうち恩恵を受けないのが1,000世帯があるといういろいろなお話が出てました。そこで当局に聞きたいねけども、恩恵を受けるということは、それ相応に課税がされておったということは一般的な常識でございますして、その1,000世帯並びにその資産を持っておられた方やお亡くなりになり、相続されてない、現在、世帯、それをトータルすると、大体1,000世帯には、何世帯ぐらいございます。課税できない、資産割だと課税できない世帯、大体で結構です。

さっきにあんた擬制世帯と言うたやろ。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

いまの御質問でございますが、非常に難しいところではございますが、擬制世帯が約600程度ということでお話をさせていただきました。それから、お亡くなりになられた方の後の相続等済んでおられない方が、というお話ではないかなと思いますが、申し訳ございません。きちっと把握しているわけではございませんが、250から300程度あるのではないかというふうに推測しておるところでございます。

議長

はい、馬本君。

12番

それでは、1,000世帯において、課税でき得ない世帯数は800から900世帯あるということで理解してよろしいですね。再度確認します。課長。

議長

健康保険課長。

健康保険課長

非常に難しいところがございますので、一つの考え方という点ではそういった考え方もできるのではないかというふうに思います。ただ、うちのほうもきちっとすべて把握しておるわけではございませんので、ちょっとそのあたり、

御容赦のほう、よろしくお願ひいたしたいと思います。

議 長

はい、馬本君。

1 2 番

先ほどの森田君の質問に対して、あんた擬制世帯600そこそこあるって言うたやんか。それは亡くなってね、相続、そのままつないで、資産をね、遺産分割していない世帯、それは何世帯というたら、それはなかなかわかりにくいところはあると。せやけど、僕の聞きたいのは、要するに恩恵を受ける人というたら、いままで課税をされてきた人、資産割額に対して、ということで私は認識してるわけ。せやから3分の1という中でも、1,000世帯の中に課税をでき得ない、資産割額をいままで課税をでき得ない世帯数を聞いたという意味でございますので、その点だけひとつよく御認識をお願ひしたい。それで結構です。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

発議者の山口議員に1点だけお聞きをしたいと思います。山口議員の改正案においては、資産割というのがまだ残っているわけですね。100分の20を100分の17.25を乗じて算定するというので、一応4方式に基づいての改正をされていますが、資産割を残された理由は何でしょうか。

議 長

はい、山口君。

6 番

別に理由というのは。先ほど当局のほうの資産割の引き下げの理由は当局でおっしゃっていましたが、この間、4方式で来てますから、前回平成20年度に引き上げのときも4方式で引き上げが全部されています。後期高齢者も、資産割も当然そのときに引き上げ、後期高齢者の分に入っていますから、トータルで言えば引き上げされていると。当然、それに対して、その半分を引き下げるということを基本にしておりますので、均等割にしてもそうですし、ほかの所得割や資産割もそうですし、所得割、それから均等割、平等割すべて半分の引き下げということで提案させていただいておりますから、均等割を残してる理由、別にいままであったからそのままにしてるというだけで、資産割ですね、残したという意味合いではなくて、さっき言いましたように、1万円の引き下げ、上げた分の半分を引き下げるという点で、そういう税率にすれば一番わかりやすいし、住民の皆さん全体に引き下げが及ぶということで、上が

った人全員に引き下げが及ぶということで、そういう提案させていただきました。

議 長

はい、繁田君。

1 1 番

上がった分を平等にっていうんですか、トータルに引き下げるという考えのもとだという御発想はよくわかりました。

町当局のほうにお尋ねをしたいんですが、これは再度確認のためにお尋ねをするわけですが、国保会計が大幅な黒字になったのは見込み違いの増税によるものであるというお考えの方がおられるそうなんですけれども、それに間違いはありませんか。見込み違いの増税によって黒字になったという御認識を持たれているのかどうかですね。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

いまの御質問でございますが、町のほうといたしましては、先ほどから御説明をさせていただきましたように、20年の4月に制度改正があったということ、それから、それまでの15年から19年度まで5年連続で歳入不足であった、そういうことも含めて改正をさせていただいたということで御理解のほうよろしくお願いいたしたいと思います。

議 長

はい、窪君。

8 番

繁田議員の関連なんですけれども、山口議員のほうから、資産割を残した理由が述べられましたけれども、私も国保の運協、また文教厚生委員会でも、いろんな論議の中で、再度確認させていただきたいんですが、窓口業務としまして、大阪からお引っ越しされてこられた方とかで資産割は二重取りじゃないかと、このようなお声をよく窓口も聞かれていますと、私も住民の皆さんからよく聞きするんですけれども、再度この点確認させていただきたいと思います。

議 長

健康保険課長。

健康保険課長

ただいまの御質問でございますが、これはそれぞれ住民さんのお考えでございますので、なかなか難しいところはございますが、転入をされる方、平群の場合はやっぱり大阪から来られる方が多うございます。大阪の場合は、資産割

を課税をされているところが少ないという現状もございますので、いま議員さんがお述べのようなことをおっしゃる方もございます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより、発議第5号平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論に入ります。繁田君。

1 1 番

発議第5号についての討論をさせていただきたいと思っております。

発議第5号につきましては、私は反対の立場で討論をさせていただきます。ただいま山口議員の、発議者のほうからの御答弁もあったんですけども、そもそもこの発議が出てきた背景には、平成20年度に国保税が引き上げられたことが、これは大幅な増税は見込み違いの間違いであるというところから端を発しているように思います。ですから、その取り過ぎた分をせめてその2分の1でもいいからトータルに引き下げて皆さんに還元をするという御発想というか、そういうところから出された発議であるというふうに認識をしております。

ただ、いろいろ議論はあると思います。1会計年度にどれだけ医療費がかかるかという資産というのは、課長のほうからも御答弁ありましたように、非常に難しいことだと思います。例えば、いままで私も長く議員させていただいていますが、インフルエンザが一たんはやれば非常に医療費が上がると、その年にどれだけインフルエンザが蔓延するかどうかというのを見込むのは非常に難しいというふうに言われています。ただ、幸いにして、ここ2年、3年ぐらいは平群町は見込みほど医療費が伸びなかったために、それも黒字になった要因の一つであろうというふうに考えています。

結果的に黒字になったから、その取り過ぎた分を返還するという発想は、そもそも互助制度であります国民健康保険税、国民健康保険制度の中ではないと思います。やっぱりいざという時のために、黒字になった部分というのは一定基金として積み立てをしていかなければならないと思いますし、なお、平成22年度の決算見込みでは、かなりそれを見込んで大幅な黒字になるだろうという推測のもとで、町長提案、これ、また後で討論があると思いますが、町長のほうから提案をされてきていると思います。

もう一つつけ加えるならばですね、資産割ということについては、資産はあるけれども現金はないという状況が確かにあります。かつて田中真紀子さんでしたっけ、固定資産税を払えなくて目白かどっかの土地をそれ相応分の面積を割り出して物納されたというふうなこともありました。ですから、資産イコール現金ではないわけですから、本来資産割というのは、これは国の方針では4方式ということが認められているわけですがけれども、本来資産割を課税するということはないのではないかとということも私の認識としてあります。以上の点から、発議第5号につきましては反対をさせていただきます。

議長

植田君。

5番

私は、発議第5号については賛成の立場で討論をさせていただきます。

この間、国保の運協それから委員会のほうでも発言をさせていただきました。基本的には20年度から平群町での後期高齢者の医療制度などに伴う国保の中での支援金分を丸々そこに組み込んだ形で大幅な引き上げがされました。お一人約2万円ということで、そういう中で、20年度の決算では1億2,000万円近くですかね、黒字、1年間で出るという状況になって、3年間ずっと黒字の決算の状況が続いてきました。

そういう中で、22年度の決算見込みが1億を超えるという状況も、これは運協のほうでも、委員会のほうでも当局から答弁がありました。

そういう中で、住民の方、本当にこの間、この国保税の負担、どこへ行っても聞かれました。とにかく国保税何とか下げてくれへんかということでのお声が本当にあったわけですし、3,500を超える署名、請願の賛同署名なんかも含めて、この間、この問題については議論してきたところでございます。

そういう中で、1億を超えるという状況があるわけですし、そういう意味では、20年度すべての世帯、すべての加入者が引き上がったわけですから、当然、公平公正性の立場からいけば、すべての世帯、あるいはすべての加入者が何らかのやはり引き下げの取り過ぎた国保税を返すという意味では、やはりそれを公平にやるとすれば、今回出しておりますすべての均等割、平等割、あるいは資産割、それから所得割、すべてのところで半分引き下げて、住民の方々の暮らしを少しでもやっぱり支援していくということが私は当然行政としてやるべき対応だというふうに考えます。

そういう意味では、公平的な観点からも、今回の発議第5号については賛成をいたしたいと思います。

以上です。

議 長

ほかにございませんか。はい、山田君。

9 番

私の意見を少しお話をさせていただきたいと思います。

本来の話とはまずちょっとずれるかも知りませんが、以前にも住民請願という形で二つの事柄が出ました。そのときに相反するものかどうかという議論もかなり行われたんですが、私自身は住民請願というものに関しては、こういう条例改正とはまた違う意味があるので相反するものだという判断にはならないんですが、ただし、今回、この議案、一括議案として、事柄の違う内容の発議5号と議案第35号が提出されております。

その中身を申しますと、私自身、これまでのずっと一貫してお話してきたことは、それは当然発議第5号のほうに近い私の考えではございます。これまで一定お話をしてきました。先ほど繁田議員も話が出ましたが、誤った考えの形での国保会計、誤ったといいますか、見込み違いであったのかという御質問もございましたが、私自身は、これまで一貫してきたように、私自身の考えですが、やっぱり誤った考えであったと、いまでも誤った、見込み違いであったというふうに理解をしております。

ただ、見込み違いの中では、すべての住民の方々から、一定、負担を下げるというのが本意だと私は思うんですが、ここに来て、私、先ほど質問したように、この社会情勢の中で、資産割を省いていくという流れの中で、これ、一定町長が提案されたこと、私は尊重したい。

ただ、先ほど申しましたように、資産割をなくしておられる市町村については、所得割、均等割、平等割の中身が平群町とはちょっと違う。できるだけ応能応益という観点からは、どちらもフィフティ・フィフティといいますか、という形をとっていただくということを今後は考えていただけるんではないかということを提案されたということで尊重したい。

そういうことから、この発議第5号には賛成したい気持ちはあったとしても、私自身はどちらかを選ぶ必要があるという私の考えです。仮に発議第5号が否決されて、あとの議案について賛成される、それはその方々の考えだと思うんですが、私自身はどちらかを選ぶ必要があるという考えの中で、私自身ですよ、私自身はどちらかを考えなければならない、選ばなければならないということで、発議第5号については反対をしなくてはならないことと私自身はなってしまうということをお話しておきます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより発議第5号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案について原案どおり可決することに賛成の方、挙手願います。

賛成者挙手

議 長

挙手少数であります。よって、本案は否決されました。

続きまして、これより議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論に入ります。はい、植田君。

5 番

この議案については、議案第35号については一言申し上げて賛成をしたいと思います。

本来ならば、すべての世帯、すべての加入者が何らかの引き下げの対象となるというのが私は本来の姿だと思います。しかしながら、先ほどそれは否決という形になったわけですが、35号については、少なくとも資産割だけでも今回引き下げると、廃止をするという方向が示されたという部分については、一定その部分については何らかの引き下げが住民の方々に行われるということで、そのことをもって賛成討論といたします。

議 長

窪君。

8 番

私は今議会に上程されました議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正するについて賛成の立場で討論を申し述べさせていただきたいと思っております。

今回、国保税の資産割を廃止し、税率変更する理由として、22年度の医療費の伸びが昨年度より下回る見込みと、それから、過去最高の収納率により、国民健康保険特別会計の22年度の決算見込みが1億を超える黒字を予測されていると考えております。また、周知のとおり、昨年12月に示された奈良県国民健康保険広域化等支援方針に、保険料統一に向け、資産割を設けている自

治体では保険料調定額が急増し、低所得世帯の負担が大きくなることから、資産割を廃止する方向で検討するよう示されております。

文教厚生委員会でも論議がありましたが、また、このことから、本町においても、国への負担金等の返還も、夏ごろにはその数字が固まるとのことですので、今後、本町国保会計の推移を見誤ることのないこと、また、重ねて二度と数年前の赤字会計に転落するようなことは絶対に避けなければならないと思います。

さらに、被保険者の皆様の保険料の引き上げにつながらないよう、そして、不安と負担を押しつける事態に遭遇しないために、今年度はまずは上程されました暫定的に資産割を廃止し、平成24年度4月に向けて、より公平公正に、より精査していただいて、改定を年内目途に十分検討していただきたいことを強く申し述べ、本議案には賛成をさせていただきます。

議長

はい、馬本君。

12番

先ほど私の質問で明らかになったように、3,000世帯のうち1,000世帯が恩恵を受けない。実質は800世帯、課税でき得ない世帯であったということが判明したわけでございます。まず1点、それ。

そして、今回、国民健康保険、この制度は昭和33年に皆制度ということで、平群町は昭和34年に創設されたわけでございます。当初は農林水産業並びに自営業者を基本とされた制度でございます。その中で、所得割額を補完するというので資産割額が設けられた制度でございます。

しかし、今日、平群町ではどうでしょう。団塊世代、また、高齢化社会、7カ町ではトップではございませんか。

そこで、いまの資産というのは年金生活の受給者がたくさんおいでになります。持っておられる資産は居住の資産でございます。この居住の資産に対して資産割額をゼロということは、私は、町長並びに行政側の担当者に、これは本当に勇気ある決断をされたというふうに私は高く評価しております。

もう1点、いや、そんなことないよと、12月に、年末に精査をもう1回しますと、それで今度応益割について一部考えたいということで、今回は応能割額で資産割額を削除されました。全体的にもう1回精査したいという御答弁、町長のほうもございました。

しかし、今回、一定1億8,000万ぐらいの基金もあわせてあるでしょう。しかし、今度、補正予算出ていますけども、国保で400万ほど6,000万の基金から取り崩すわけでございます。ちょっと調べると1億1,000万ぐ

らいかな。しかし、今度22年度の一般の療養費並びに退職者の療養交付金の清算が行われるようでございます。こないだ文教厚生協議会におきまして、返さなければならないという御答弁もございました。今後の国保運営におきまして、町長、住民の負担増には、これを一つの、ならないように、教訓として、今後もより一層、議会で、また委員会でいろいろといろんな議論をさせていただくことをお願いし、今回のこの議案については賛成をさせていただきます。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第35号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

ここで、承認第5号について、税務課長より発言を求められておりますので、これを許可します。税務課長。

税務課長

貴重な時間、どうも申し訳ございません。

先ほど山口議員さんの質問に対しましてですね、国への償還ということでお答えできなかったこと、改めて御答弁させていただきます。

国への償還、いわゆる公債費残額が1億6,972万5,000円となっております。

以上でございます。

議長

ここでちょっと10分ほど休憩しますので、11時25分から再開しますので、25分まで休憩します。

(ブー)

休 憩 (午前 11 時 15 分)

再 開 (午前 11 時 25 分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

議 長

続きまして

日程第 8 議案第 36 号 平群町立保育所条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

福祉課長

議案第 36 号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 36 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第 9 議案第 37 号 平群町母子医療費助成条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、福祉課長。

福祉課長

議案第 37 号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

6 番

県のほうが父子家庭にもと、以前私も一般質問でさせていただいたことがありますので、大いに結構なことだと思うんですが、幾つか質問させていただきます。

一つは、制度の概要をこの場で再度簡単に説明いただきたいのと、それから、現在は母子家庭ですけれども、対象世帯数、平群町ですね、それから、今後、父子家庭等ということですから、新たに対象になる世帯数ですね、それと、それに伴う今年度予算と、人数は知れていると思うんですが、対象拡大による見込み、増額、今度補正には入っていませんでしたから、補正するほどでもないんでしょうけども、入ってなかったと思うんですけど。だから、どれぐらいなのか。その辺、簡単に説明いただけますか。

議 長

福祉課長。

福祉課長

制度それ自身は皆さん御存じだというふうに思うんですが、基本的に母子家庭等、収入等、所得が低い状況にある方も含めて多くございますので、その方にかかる医療について助成をするという制度でございます。

いままで母子ということだけで、お母さんだけの世帯というのを基本的に、それから、苦しいという考え方でございましたが、県も含めているいろいろの皆さんからの提言も含めてございまして、父子の、男親も含めて、全体的に、いま、所得が低下している傾向にございますので、それも対象にし、拡大を図っていくということで今回の改正に至っております。

対象の母子でございますが、直近というのはございませんが、4月1日現在

における母子の状況でございますが、世帯数で母子世帯というのが155、4月1日段階で把握しております。

それと、今回対象になる父子でございますが、厳密に難しい部分も含めてございますが、大体児童扶養手当の関係で申しますと、内容的に対象となってくるのが8名の方がございます。

これはまだ、最終、今回システム改修も含めて補正予算提案しておりませんので、大まかにつかんでいる数字、全体に言いましても多分一桁台の方が対象になるであろうというふうに思っております。

それと、予算でございます。システム改修については、今回、一般会計の補正ということで提案をさせていただきました。父子家庭の方、これも制度の申請制でございますので、すべての方が申請されるというのは限りませんが、仮にされたとした場合でも、8月1日以降の施行でございますして、実際支払いが1回目が10月以降になってまいります。

したがいまして、次の段階でシステム改修をし、申請を受けたことを受けて、補正ということで提示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長

窪君。

8番

いまの答弁で、申請制ということなんですけれども、その対象者の方に直接周知を、お手紙を送られるのか。その点、確認させていただきたいと思います。

議長

福祉課長。

福祉課長

窪議員、どこまで徹底するのかということでお聞きになっておられると思います。基本的に広報、あるいはあらゆる町の媒体を使いながらお知らせをしていく形になっていきますし、当然、該当するであろう方についてもお手紙を出すということも含めて努力をしていきたいと思っております。

議長

窪君。

8番

申請になりますのでね、でも、自分がその対象者かどうか、収入の部分もありますのでね、大変わかりにくい部分もありますので、丁寧な、せっかくな制度になりますので、しっかりと丁寧な周知をお願いしておきたいと思っております。

議長

福祉課長。

福祉課長

周知徹底をさせていただくんですけども、これも含めて、役所のほうは情報として、住民登録上、父子という状態については把握できるわけですが、本人さんの個人情報の問題、本人そのことについて主張されるかどうかということも含めて、いろいろ問題も含めてございますので、その辺のプライバシーの問題も含めて、配慮しながら努力をしてまいりたいというふうに考えております。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第37号について採決を行います。
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第10 議案第38号 平群町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。監理課長。

監理課長

議案第38号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

6 番

いまの説明でよくわかって、そのとおりで、大いに結構だと思いますが、ここで言う借り主とは別に入居者を同居させようとする者が暴力団員であるときは承認してはならないと、こうなってます。入居者の定義ってというのはどうなってますか。

議 長

山口君。

6 番

入居者の定義ってね、同居させようとする者やから、同居する人やね、この定義はどうなっているかということ。

議 長

監理課長。

監理課長

同居承認の定義といいますのは、公営住宅法の施行規則の中にございまして、一定の収入以下の人とか、それからですね、その他、親族を同居させる場合は同居が必要な理由とか、その辺のところをいろいろと内容を見て同居を承認していくということでございます。

また、この同居の場合、そういう承認申請が出された場合、町のほうも意見聴取ということで、警察のほうに確認しますんで、一定承諾書というんですか、こういう形で、個人情報でありますけども見させていただきますということも含めまして、警察のほうに照会を出して、最終的に行けるかどうかということも含めて、認めるか認めないかということで決定してまいりたいというふうに思っております。

議 長

はい、山口君。

6 番

ちょっと意味合い違ってね、要するに住民票がある人なのか、別に住民票なくたって同居しようと思えば同居できるわけでしょう。いまの課長の答弁やったら、借り主が申請しなかったら、役場のほうで把握できるんですか、できないでしょう。できる場合もできない場合もいろいろあると思うんですが。そういう点から、定義ってというのはどうなのかと、要するに住民を置いていることが、置いている、置いてない、そういうことも含めてどういう定義をしてるのかということが聞きたいんですけど。

議 長

監理課長。

監理課長

あくまでも住民票を置いていただくということを基本としております。なかなか町のほうもそういう申請がなければわからないということにもなるんですけども、当然住宅の管理等で訪問もしたりもいろいろしておりますし、そんな中で、ちゃんと住民票も移さずに入居されている場合がないようにということも含めて、確認等はさせていただきます。

議 長

ほかございませんか。井戸君。

1 番

これ、暴力団員って書いてあるんですけども、元暴力団員はもう含めないんですか。

議 長

監理課長。

監理課長

基本的に暴力団構成員ということを中心にこのほうはしておりますので、ただ、いろんな場合、ケースというのもありますんで、それにつきましては、また警察等もいろいろ指導も得ながらしていきたいと思っておりますけど、あくまでも構成員というのを基本としているということでございます。

議 長

井戸君。

1 番

いや、こういう質問をさせてもらったのは、以前違う市であったことなんですけども、暴力団同士が銃の撃ち合いをして、肩に当たって働けなくなった。で、暴力団をやめて生活保護に入って、生活保護になったんで暴力団もやめることになって町営住宅に入って、そういうふうな状況になってるんですけども、そうなると、ちょっとこれでは排除がしづらいのかなと思うんですけども、どうなんでしょうかということなんです。すみませんけど。

議 長

監理課長。

監理課長

この暴力団排除の基本的なスタンスといいますのは、町営住宅に入居していただくときには、当然所得等を確認させていただきます。ただ、暴力団員につきましては、その所得が明確でないということも含めて、基本的に住宅の趣旨に

反するんじゃないかなということもございます。

ただ、いま先ほど議員がおっしゃったようなケースでですね、何が問題が起こるのかということで、やっぱり現在、例えばその住宅が暴力団事務所に使われてるとか、その他、一般的な住宅での平穏な生活を守っていないとか、そういうふうなことが起こりましたら、それは当然対処していかなければならないと思うんですけども、そういう問題がなければ、いまの段階で、過去そうだったからということで、なかなかそういうことはちょっと難しいんかなと。そういうようなことがあった場合につきましては、あくまでもいまの現行の町営住宅の管理条例の中に違反しないかも含めて見ていくということになるかなというふうに思っております。

議 長

井戸君。

1 番

いまのこの案について別に反対をしているわけではなくて、いいとは思いますが、徹底するとなれば、そういうことも考えていったほうがいいかなと思ったので、言わせていただきました。

以上です。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第38号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第 1 1 議案第 3 9 号 平群町小集落改良住宅条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。監理課長。

監理課長

議案第 3 9 号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。高幣君。

7 番

これも問題があったのかないのか。それによってこれをつくらなきゃならなくなっただのか、そのあたり、内容は結構ですから、ちょっと教えてください。

議 長

あったのかなかったのか。

7 番

事象があったから、これをつくるのか。なかったらないで結構です。

議 長

はい、監理課長。

監理課長

いまの御質問ですけども、そういうふうな事実というんですか、そういうふうなことでうちのほうに問い合わせなり、警察のほうからあったということはありません。これは先ほど言いましたように、あくまでも奈良県全県的な動きとして、町営住宅を持っておりまゝところの市町村につきましても、全体的にこういう条例を施行して、暴力団を排除していこうということで、奈良県全体の動きの中でやらせていただいているということでございます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら討論を終結いたします。

これより議案第39号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第12 議案第40号 平群町地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、経済建設課長。

経済建設課長

議案第40号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。奥田君。

3 番

計画図の中には、里道または町道がありますけれども、その町道に関しては、最低6メートルを保証するというのを聞いております。そして、また、道路の本数ですね、減るのか増えるのか、現状維持かどうかちょっと説明していただきたいと思います。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

奥田議員の御質問でございますが、これは具体的に今後開発計画が出てきた段階での話かなというふうに思うんですけども、まずその道路の6メートルうんぬんの話でございますけども、一定の開発の規模になりますと6メートル以上の道路は確保する必要があると、これは県の許可要項にも明記されておしま

すので、それは担保できるということ。

それと、道路の面積の増減でございますけども、これにつきましても、当然公共施設の管理者との協議ということが発生してくるわけですが、基本的には現状ある面積よりか減らさない、むしろ逆に増やしていただくという形の協議になるということでございまして、ただ、これにつきましても今後の話ということで、個別具体的に協議をしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議 長

奥田君。

3 番

いま、課長から聞いたように、道路の本数は減らさない、また、面積も減らさないということを強調していただきまして、よろしく申し上げます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第40号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

午後1時30分まで休憩をします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時06分)

再 開 (午後 1時30分)

議 長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

日程第13 議案第41号 平成23年度平群町一般会計補正予算第2号に
ついて

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長

議案第41号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田君。

5 番

幾つか聞きたいと思いますが、まず、観光費のほうで、時代祭りの実行委員会補助金、一般財源のほうからも200万円出されているんですが、具体的に今後どのような、何を、これを使ってどうしていくのかというのをもう少し詳しくお聞きをしたいのと、それから駅周の関係で、臨時職員の賃金、これは1人増やすということなんであれば、その仕事内容、どういうことをやってもらうために増やすのかということも含めてお聞きをしておきたいと思います。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

御質問にお答えします。

時代祭りにつきまして、どうしていくのかということですが、これは先ほど総務財政課長のほうから説明をいたしましたように、次年度、今年度で措置しますけども、次年度の4月、早い時期にということで改めて時代祭りということで行っていくという、そういう形で措置をさせていただきたい。実行委員会というのは、当然新たに、今議会で予算可決いただいた後に実行委員会というのは公募で募らせていただくということで、新たに組織をするということで考えております。

そういうことで、県の観光課のパワーアップ補助金を利活用しまして、2分

の1補助なんですけども、それで実施をする。

内容につきましては、第1回目に行っておりますけども、中央公民館から国道バイパスを封鎖して、道の駅までという、この考え方は変えずに行ったらどうかということで考えております。

あと、時代行列につきましては、その時代行列が柱になりますので、これも行いたいと。あと、ほかのイベントですね、ステージイベントであるとか、いろんなことを第1回目しましたけども、それにつきましては新たな組織する実行委員会のほうで決めていただくと、考えていただくということで、基本的には予算につきましては必要最小限という形のことで措置をしていきたいということで考えておるといふことでございます。

続きまして、2点目の駅周の関係でございますけども、これも先ほど総務財政課長のほうから説明がありましたけども、駅周の関係でございますけども、その換地計画であるとか、移転計画、造成計画等の内容が複雑化し、専門化をしておるといふようなことから、住民の方や地権者から、1日も早い完成を望む声が切望されていると、このようなことから、町としまして、事業がスムーズに進められまして、1日も早い完成を目指すということで、組合との連携強化、そういったことで適切な指導、助言が行えるよう専門的な知識を持っている方を採用するといふことでございます。

具体的に言いますと、土地区画整理士という、そういう資格を持っておられる方を採用するといふことでございます。

議長

はい、植田君。

5番

いま、課長のほうから、時代祭りのほうの説明があったんです。基本的には時代行列みたいなのをメインにする形になることが予想されるような私は受け取りをしたんですが、持続的観光パワーアップ県の補助金というのなんですが、それが持続的に観光アップにつながるのかなというのが、私自身はちょっと疑問に感じるところがあるんですけども、これも毎年毎年見直しをかけるというような形の事業として考えておられるのか、その点だけ、ものによっては持続的な観光アップが見込めないんであれば200万といえども町の単費を使うわけですから、そこら辺のことも考えておられるのか、そこら辺も少しお聞きをしておきたいと思います。

議長

はい、経済建設課長。

経済建設課長

その持続的観光力パワーアップ補助金、この補助金は今年度創設されまして、次年度以降につきましても、その補助金のメニューがそのまま持続するという事は聞いておりません。したがって、24年度以降につきましても、こういった補助金の形態になるかというのはまだ未確定であるというふうに県から聞いておるといことでして、そういうこともあります。

当然のことながら、いまの厳しい財政状況の中で、単費を持ち出してするのがいいのかどうか、その辺の是非につきましてもいろいろな議論があるかというふうに思います。今回につきましても、あえて県の観光力の補助金というのが今年度から創設されたということもありまして、内部協議もしました結果、この補助金を利活用する中で、一定予算措置をしていったらどうかという、こういことで今回上程をさせていただいたと。

次年度以降の話なんですけども、これは行政主導ですとこのまま継続して毎回毎回続けていくというのはどうなのかなというところはあります。やはり持続性のあるものにしていかなければならないということで、第1回目時代祭りを行いました、お客さんとして1万5,000人のお客さんが来ていただいたということで、この年につきましても非常に大きなにぎわいを見せたということもあります。ただ、これは2010年の平城遷都1300年という年もありましたので、そういったPR効果も大きかったということも思っておるところです。

第2回目なんですけども、本来でしたらことしの4月に実施をしようということも考えておりました。ただ、残念ながら、震災の関係で自粛という形をとらせていただいて、復興イベントということでできずなイベントというのを行ったんですけども、これはごく一部の子どもさんだけを対象にしたということで、広く町民、住民の方にはPRしてなかったんですけども。したがって、時代祭りそのものはまだ1回しか行ってないということもございます。

今後、住民の方、地域の方々にどのようにこの祭りは定着していくのかと、逆に住民の方から行っていくという、そういう一つの機運が高まっていくという、そういうことがどんどんどんどん進めていければ続けていけるんじゃないかということも考えております。

だから、いつまでたっても行政主導で行うということは一切考えてないんですけども、ただ、その取っかかりにつきましても、やはり一定行政主導で行っていく必要もあるかということもありますので、そんなところで今回措置したと。

したがって、次年度以降につきましても、どうなっていくのかということにつきましても、また、実行委員の方々、また、住民の方々、いろいろな方々

の意見を聞きながら、それは方針決定していったらどうかなというところで考えております。

議 長

ほかございませんか。森田君。

4 番

8 ページの大規模改造事業費の中の用地費の内訳をお教えいただけます。どれぐらいの土地を幾らで買うかという。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

用地購入費の内訳でございます。面積にいたしまして1,565平方メートルということで、単価は平米あたり5万4,000円を設定をいたしております。これで掛けますと8,451万円という数字が出てまいります。その金額を8,500万円に丸めまして計上させていただいております。

以上です。

議 長

森田君。

4 番

当然ある程度下話はできてるといふふうに思うんですけども、駅周の事業計画からいうと、ものすごく安いように私は思うんですけども、マンション用地の売却の資金計画からすれば、こんな金額じゃなかったように思うんですけども、その辺のことはどうなってるんでしょうか。

議 長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

この金額の設定に当たりましては、組合のほうの担当者とも話をさせていただきました。現在、この土地は一番北東にある少し台形に近い部分で、アクションプランの中に載せておりますので、御記憶をいただいていると思います。そのいわゆる正方形、長方形の形ではありませんので、その部分が金額としてはかなり下がっていくと。で、5万4,000円という金額は基本的には前面の道路の路線価格が5万4,000円という設定をされていますので、現在の売買状況の数値から見まして、路線価格の5万4,000円を設定させていただいたということで御理解をお願いいたします。

議 長

森田君。

4 番

この土地ですべて小学校再編成の土地の面積は全部クリアできるというふうに理解してよろしいんですね。これ以外に売却する土地はあるように私は思ったんですけども。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

私どものいわゆるアクションプランの中で御説明をさせていただいた校地の拡大用地につきましてはこれ以外にもございます。今回補正でお願いをいたしましたのは、平群駅周辺整備とのタイムスケジュールの関係で、今年度に、平成23年度にその用地買収をする部分の費用を計上させていただいたと。つまり、平群駅周辺整備事業の換地計画との関係で、次年度以降においても校地の拡大に関係する部分については、その駅周辺事業とのタイムスケジュールの関係で出てくるというふうに御理解をいただければというふうに思います。

議長

はい、山口君。

6 番

ねえ。これも3月議会で質問しましたけれども、当初予算で本来ならアクションプランを進めるということであれば、平成23年度にこの土地購入、それから東小学校の大規模改修の測量設計費ですか、これは計画としては予定されてたわけですね。その点について、3月議会の予算の総括審議の中で私質問しております。それに対して、このときは、当初の予定どおりなぜ計上していないのかという素朴な疑問を質問させていただいたんですが、そのときの答弁が、まあまあかいつまんで言うと、いまの時期では、まだ、住民の皆さんの合意を得ていない。さらにより以上の合意を得るために今回は計上していないというようなことで、じゃあ、いつごろ計上するのかということについては、いま以上の合意を得てきたと考えられるときに、そういう判断をしたときに改めて議会のほうに予算をお願いしていこうと、こういうふうに考えていますという、こういう答弁でしたね。

ということは、3カ月たって、その後、この3カ月の間で住民合意を当局としては得られたと判断したという理解でよろしいですか。

議長

教育委員会総務課長。

教育委員会総務課長

3月に御質問いただきましたことに対する回答は、いま議員のほうから述べ

ていただいた部分で基本的に間違いはないかというふうに思っています。ただ、私が答えさせていただいたんですが、いま以上にいうふうにたしか言ってると思いますが、できるだけ合意をしていただく期間、あるいは合意をしていただく内容を少しでも長くとることによって合意を得ていく、そういう条件をできる限り整えたい、そういう趣旨でお答えをさせていただきました。

それで、一定の合意が進んだという状況になりましたときに、また予算についてはお願いをしたいというふうにお答えを申し上げたというふうに記憶しております。

したがって、いま申し上げましたように、3月にお答えをして以後、現在の状況の中で一定の理解が得られた、住民の合意が進んできたというふうに我々としては理解をした上で今回の補正をお願いしたというふうに思っております。

以上でございます。

議長

山口君。

6番

それはそういう答弁する以外にしようはないと思いますよ。ただ、皆さんも御存じのように、南小学校の保護者の方々から、改めて、また、南小存続の請願がこの議会にも出されています。そういうことから見れば、前は、あれ、請願者の人数は6人か7人だったと思いますが、今回もっと多いというふうに聞いてます。そういう意味であれば、逆に、理解を得られるどころかますます理解されていないんじゃないかと私は思うんです。もちろん、それは当局のほうで判断されることですから、そうではないと私のほうから言い切るわけにはいきませんが、しかし、3月の議会の答弁との整合性はやっぱりありませんよ。さっきの国保のときもそうでしたけれども、その場のしのごとしかやっぱり思えないんですね。もっとやっぱり住民の声を真摯に受けとめてやるべきであるにもかかわらず、3月に当初予算に出さなかったものを、すぐその後6月議会で、ほんの3カ月しかたっていない間で提出してくる。これはどういうことなんかなって、非常に疑問。この案件については付託議案になってますから、その辺はこの後委員会でも議論すればいいと思いますけれども、非常に私は懐疑的な、不思議な提案の仕方だなというふうな思いを持っていますので、それは率直に意見として述べておきます。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案は会議規則第39条の規定により、総務建設委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案は総務建設委員会に付託することに決定しました。

続きまして

日程第14 議案第42号 平成23年度平群町国民健康保険特別会計補正
予算(第1号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。健康保険課長。

健康保険課長

議案第42号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第 1 5 議案第 4 3 号 平群町道路台帳構造化業務の請負契約の締結について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。はい、経済建設課長。

経済建設課長

議案第 4 3 号 提案理由説明

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田君。

4 番

いま、内容をいろいろ、るる説明あったんですけども、プロポーザルというのは数社応募があった、何社応募があったんでしょうか。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

プロポーザルの参加業者は 4 社でございます。

議 長

森田君。

4 番

いま、課長からですね、この内容をお聞きしますとですね、何かプロポーザルになじまないような一般競争入札でもいいような内容のように私は理解できるんですけども、成果品がきっちりわかるようなものであれば入札で十分じゃないかなというふうに思うのと、このプロポーザルをどういう基準でこの業者に決められたのか。決められた、もしくはメンバーが庁内の方ばかりなのか、その辺 2 点をお答えいただけませんかでしょうか。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

まずですけども、そのプロポーザルの採用をなぜ採用したのかということか

なというふうに思いますけども、そのプロポーザルと申しますのは、これは契約手法としましては、これ、随意契約という種の契約手法になるんですけども、これは要するに業者の選定の方式でございます。その中で、そのプロポーザル方式と申しますのは、業務内容が技術的に高度なもの、または専門の技術が要求される業務であって、そういった提出された技術提案に基づいて業務仕様を作成するほうがすぐれた効果が期待できるという場合に適用するという、こういうことになっております。

今回の道路台帳構造化と申しますのは、ここ数年飛躍的に技術が進歩しております。各業者ともに最新技術を駆使した非常にすぐれた企画提案を持っております。業者の技術力、経験によりましてその成果品の品質が大きく影響されるということが、それがあります。それと、提案される道路の情報システムがいかにか日常業務や住民サービスに大きく寄与できるかという、その辺のところにつきましても、実際にその企画提案をしていただきまして、その中で優れた業者を選定するほうがベターであるという、そんなことでプロポーザル方式を採用したと。

ちなみに、これ、奈良県土木部のほうのガイドラインも示されております。その中のガイドラインでも、今回の業務につきましてはプロポーザルになじむという判断をしていただいているということもあわせて、今回の企画提案方式という方式を採用させていただいたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、この業者なんですけども、指名じゃなしに公募型ということで、平群町のホームページに掲載しまして、広く募らせていただきました。基本的には応募されたのはすべて大手の業者が4社であったということでございます。

議長

森田君。

4番

非常にわかったようなわからないような答弁ですけれども、何をもって決められたのか。お金なのか、内容なのか。奈良県の土木部の基準とか、そんなことは当然やっておられるでしょう。どなたがこういうプロポーザルの選定の委員なんですか。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

まず、この業務につきましては、緊急雇用の補助メニューでありますので、当然のことながら、100%補助のメニューで、これで執行させていただくと

というのが一つです。したがいまして、金額によって格差をつけるということは一切しませんでした。

それと、プロポーザルを行うということは、平群町の業者選定委員会の中でも一定の説明をさせていただいて、その中でも了解をいただいたということでございます。

それと、審査員でございますけども、これは内部の審査員によりまして審査をしていただきました。

総務財政課長、住民生活課長、監理課長、上下水道課長、それと、私、経済建設課長という、このメンバーで審査をしたということでございます。

議 長

森田君。

4 番

公平でやられたというふうに理解するんですけど、それであれば、一番安い業者は金額幾らなんですか。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

金額は4社ともほとんど変わりございません。すべて5,300万円台で見積もりを出してきておられます。その中で、国際航業が5,323万5,000円ということで、その中では一番安かったということでございます。

議 長

はい、井戸君。

1 番

かなり、4社とも同じというのはちょっと、ごめんなさい、不思議に感じたんですけども、一番怖いのは、この後ですけども、大体システムを構築すると、その後のメンテナンスや維持ということに関しては、これは全部込みの価格なんですか。大抵トラブルは起きると思うんですけども。また、このシステムを使う段階で、例えばいまの言う共通であるように見えて実は違うという、例えばアンドロイド携帯だったり、そういうもののように、同じこういうシステムを使っているけども、この会社を使わないといけないとか、そういうことは将来的にないのかどうか。利用する段階で、またこの会社ではいけないという可能性はあるのか、ないのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議 長

経済建設課長。

経済建設課長

保守の関係でございますけども、まず、保守、当然企画選定の中では保守の後々の発生する業務を見込んだ中で業者選定を行ったということでございまして、ちなみに今回の業者の年間の保守費用につきましては25万2,000円と、あと、当然新規の認定であるとか、そういった新たに追記する部分につきましては、それはまた更新費用ということで別途かかってくるんですけども、基本的にはその金額で行けるということでございます。

最初の契約してから1年間は無料であるというふうに聞いていますので、次年度以降、そういったことが発生してくるということでございます。

それと、このシステムそのものは、一定その業者の独自のシステムというところもございまして、当然のことながら、保守についてはその業者と契約をすることになるというふうに考えております。

議長

井戸君。

1番

ということは、やはり次の段階に当たって、この業者がどういう値段を出されても専属になってしまうということですか。

議長

経済建設課長。

経済建設課長

保守につきましても、現段階で見積もりをいただいておりますので、いま申し上げました数字が固定の数字であるというふうに理解をいただいたらいいかなと思います。

議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

議長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決することに決しました。

日程第16 同意第3号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

を議題といたします。

町長から提案された森井恵治君は自己の一身上に関する事項でありますので退席をお願いします。

森井恵治君退席

議 長

議案の朗読を求めます。はい、局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

同意第3号

平群町教育委員会委員の選任に同意を求めることについて

教育委員会委員 森井恵治は、平成23年6月20日をもって任期満了するから、引き続き下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成23年6月7日提出

平群町長 岩崎万勉

記

住 所 奈良県奈良市学園中3丁目1344番地の32

氏 名 森井恵治

生年月日 昭和21年8月3日

以上でございます。

議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま朗読のありましたように、同意3号の教育委員会委員の任命に同意を求めることにつきまして、本年6月20日をもって教育委員の森井恵治さんが4年間の任期満了となります。そこで森井恵治さんには、山積する教育課題を解決するため、これまでどおり積極的な活動をいただくと同時に、学校教育、社会教育の推進に多大な御尽力をいただけるものと確信しております。

よって、教育委員として任命をいたしたいので、議員各位の御同意をいただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。よろしく願いします。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。
続いてこれより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第3号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定しました。

森井恵治君の入場を認めます。

森井恵治君入席

議 長

みんなの前でごあいさつをお願いします。

森井恵治

同意いただきまして、心から感謝申し上げます。学校教育、社会教育、文化教育、文化財行政、全般にわたりまして課題はまだたくさんございまして、初心に返り、また、町民のために頑張らせていただきたいと、かように思っております。今後とも厳しく御指導いただきますようお願いいたしまして、あいさつにかえたいと思います。ありがとうございました。

議 長

日程第 1 7 同意第 4 号 固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

町長から提案された山中淳史君は自己の一身上に関する事項でありますので退席をお願いします。

山中淳史君退席

議 長

議案の朗読を求めます。局長。

局 長

それでは、朗読いたします。

同意第 4 号

固定資産評価員の選任に同意を求めることについて

下記の者を固定資産評価員に選任したいから地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

平成 2 3 年 6 月 7 日提出

平群町長 岩 崎 万 勉

記

住 所 奈良市南紀寺町 3 丁目 2 9 5 番地の 1 5

氏 名 山中淳史

生年月日 昭和 4 0 年 5 月 1 8 日

以上でございます。

議 長

提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま朗読のありましたように、固定資産評価員の選任に同意を求めることにつきまして提案の説明させていただきます。

固定資産評価員は地方税法第404条に市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために固定資産評価員を設置するとなっています。

固定資産評価員は、昨年10月20日に前任の岩津副町長が退任されて以後、固定資産評価員が不在となっておりましたが、今回後任として山中淳史氏を固定資産評価員として提案させていただきます。

皆さんも御承知のように、山中氏は県職員として御活躍されておりましたが、本年4月から平群町副町長に就任いただき、行政のさまざまな分野に精通していただいております。固定資産を適正に評価していただけるものと確信しております。よって、固定資産評価員に選任したいので、議員各位の御同意をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

続いてこれより討論に入ります。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第4号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決

定しました。

山中淳史君の入場を認めます。

山中淳史君入席

議 長

前でごあいさつをお願いします。

山中淳史

皆様の御同意いただきまして、まことにありがとうございました。このたび固定資産評価員という大役を仰せつかりまして、まことに身の引き締まる思いでございます。まだまだ浅学の身でありながら、これまでの行政経験を生かしまして精いっぱい取り組んでまいり所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

議 長

日程第 1 8 認定第 1 号 平成 2 2 年度平群町水道事業会計決算の認定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長

認定第 1 号 提案理由説明

議 長

続きまして、監査委員から審査結果の意見を求めます。はい、監査委員。

監査委員（馬本隆夫）

それでは、監査委員の水道事業会計決算審査結果の報告を申し上げます。

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により、水道管理者から審査に付されました平成 2 2 年度平群町水道事業会計決算の審査結果について御報告をさせていただきます。

審査意見書については、議案と同時に皆様方に配付させていただいております。

審査の概要はその中の 1 ページに書かせていただいておりますように、平成 2 3 年 5 月 1 6 日から 5 月 2 5 日までの期間、審査に当たりました。

また、水道庁舎において、所要の実地審査も行いました。

あわせて、例月に実施しております出納検査の検査事項も参考に審査をいたしましたことを申し上げます。

審査の結果につきましては、地方公営企業法、水道法、平群町水道事業給水

条例等の規定に基づき、おおむね適正かつ正確に処理されていたことが認められました。

なお、監査委員からの個別の意見につきましては、11ページに「結び」として記載をしております。

次に、決算審査内容の概要につきましては簡潔に報告を申し上げます。

平成22年度の給水人口は2万215人と、前年度と比較して189人減となっておりますが、給水件数は7,676件と、前年度と比較して46件の増となり、年間総配水量は232万4,996立方メートルで、前年度に比べ2万1,705立方メートルの増加となっております。有収水量は210万6,167立方メートルで、前年度に比べ1万4,863立方メートルの減少となっており、有収率は90.6%、前年度に比べ1.5ポイントの低下となっております。

給水収益は、4億3,814万7,400円で（消費税抜きの金額。以下も同様とするものであります）、前年度と比較いたしますと303万1,746円の減少となり、営業外収益や営業外費用、それぞれ計上した結果、平成22年度の純利益は1,463万4,430円を計上いたしております。

このような数値からすれば、平成22年度はおおむね健全な経営がされているものと評価ができますが、以下の点について改善を図るよう強く要望いたします。まず、従前から指摘をしてまいりました水道料金の未収問題について、いまだ十分な徴収がなされているとは言いがたいものであります。水道事業者は、誠実な水道利用者との負担の公平性という視点を忘れてはなりません。また、万一水道料金の十分な徴収がなされないまま未回収の水道料金を不納欠損処理するといった事態となれば、水道料金の踏み倒しによるモラルハザードが引き起こされる可能性があることを水道事業管理者は強く認識すべきであります。

よって、未回収の水道料金については、徴収に向け最大限の努力をすべきことを強く要望いたします。また、不納欠損の処理をせざるを得ない場合は明確なプロセスと法的整合性を十分に精査し、水道料金を支払っていただいている水道利用者の納得が得られるような努力すべきであることを付言いたします。

最後に、水道事業管理者は、去る3月11日発生し多くの尊い人命が失われました東日本大震災を教訓に、大規模な災害や事故に強いライフラインとして、安心安全で良質な水の安定供給を行うことを最大の使命とし、危機管理体制の強化に努めることをまず要望いたします。そのためには安定的な経営基盤づくりをすることが必要不可欠であります。

今後、給水収益の大幅な増加が期待できないことから、有収率の向上に努力

するとともに、公営企業の経営意識に徹し、一層の合理的かつ効果的な経営を目指し、町民福祉の増進に寄与されることを結びとして要望しておきます。

以上であります。

議 長

これより本案に対する質疑に入ります。高幣君。

7 番

例年、水道決算に、いまも監査委員からも御指摘のありました未収の部分ですね、これについて委員会に出していただいておりますので、今回も現時点の未収ですね、現在言っても22年度の未収、これについてのリストを出していただきたいと思います。これは過去にさかのぼってもリストとしてお願いします。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

これ、また段取りしておりますが、あしたの決算特別委員会で出せと言うておきます。

議 長

ほかございませんか。奥田君。

3 番

ところどころに出ているんですけども、29ページの工事負担金、下の小さい字で天理ビル(いちの本線)って、これのちょっと説明わかりませんねんけど。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

これ、下垣内地区のNTTが、移設に伴っての水道管移設工事の負担金でございます。

議 長

奥田君。

3 番

天理ビルって、いちの本線って、ちょっと説明してください。

議 長

上下水道課長。

上下水道課長

この名称は、NTTがあこの工事に係る名称という形でこちらに提示された

文言でございますので、そちらのほうを流用させていただいた名称でございます。これは工事負担金としてN T Tからの補償負担金としていただいておりますので、こういう名称が向こうから提示されておりますので、その名称を流用させていただいたものでございます。

議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

決算審査特別委員の名簿を配付いたします。

名簿配付

議 長

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会運営委員会で内定をしております。お手元に配付しました名簿のとおり、6名を選任し、委員長に繁田君、副委員長に森田君をお願いしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、ただいま申し述べましたとおり決定いたしました。

御多忙のところ恐縮でございますが、明8日の決算審査特別委員会、よろしくお願いいたします。

日程第19 請願第3号 平群南小学校の存続を求める請願書を議題とします。

請願文書表の朗読を求めます。はい、局長。

局長

それでは、朗読いたします。

平成23年第3回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第3号

受理年月日 平成23年6月1日

件名 平群南小学校の存続を求める請願書

請願の要旨 要旨

平群町立小学校再編成アクションプランを見直し、平群南小学校を存続させること。

理由

東小学校よりも建築年度が新しい南小学校を平成26年4月に廃校にするというアクションプランは、地域住民や南小保護者の合意がとれていません。

再編成にともない地元地域から小学校が無くなれば、急速な過疎化は避けられず、ますます少子化が進みます。子育て世代に定住してもらって、地域に子どもを増やしていくためにも、地元地域の小学校を存続させることは必要不可欠です。

請願者の住所及び氏名 請願者代表

奈良県生駒郡平群町竜田川3丁目11番24号

畠 紀代江 他175名

紹介議員 森田 勝・山田仁樹・植田いずみ・山口昌亮

付託委員会 文教厚生委員会

以上でございます。

議長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。はい、山口君。

6番

これについては、御存じのように、既に改選前の3月議会でも同様の内容の請願が提出され、継続審議になっておりました。その後改選でしたので、当然

廃案ということで改めて出されたということです。

これについてはですね、先の町会議員選挙でもさまざまな意見というか、南小学校をぜひ残してほしいという声が非常に強くあって、そのこともあってですね、今回、前回は6人の請願者でしたけれども、175名という地域の住民の皆さんも含めて、保護者の多くの、ほとんどの保護者の皆さんも名前を連ねているという、そういう内容です。

内容についてもですね、もうシンプルに、要するにいまの平群町のさまざまな観点から南小学校を存続させることが平群町のまちづくり、ひいては南の地域ですね、きょうは最初の町長のあいさつにもありましたけれども、少子化に対する対策としても非常に大きい、そういうさまざまな意見も含めて、この書かれている内容としては、いまのアクションプランではなくてですね、南小学校を残した形で平群町の教育についてしっかり考えていただきたい、そういう趣旨での請願ですので、ぜひ議員各位の賛同をしていただくように、紹介者としてもお願いしたいというふうに思います。

以上です。

議 長

これより質疑に入ります。繁田君。

11番

事務局のほうに確認をしたいんですけども、議案とともに配付をされましたこの請願文書表に書かれております理由なんですけど、いま朗読していただいたとおりなんですけれども、この理由以外に文書は来ているのでしょうか。

議 長

局長。

局 長

請願されたそのままの文書を載せております。ほかの分は来ておりません。

議 長

はい、繁田君。

11番

わかりました。そうしますと、この要旨と理由については何もつけ加えていないし何も引いていないという、提出されたそのままのものが私たちのほうに配付をされたという理解でよろしいわけですね。わかりました。

いま、紹介議員のほうからですね、3月に提出をされました請願と同種だというふうな説明があったと思うんですけども、かなりこの理由の中身が違っているように私のほうは思うんですけど、紹介議員におかれましては、そのあたりはどのような御理解をされているのでしょうか。

議 長

山口君。

6 番

いま、理由の点については、3月の議会はもうちょっと長い内容であったかというふうに、私いま資料持ってませんけれども、なったと思います。ただ、最初の要旨のところにかかれてある南小学校を存続させることという、ここが基本ですから、この点において、理由はいろいろ、さまざまいろんな思いの方がもちろんいらっしゃいますけれども、その理由もここに書いてある、これが一応統一というか、こういう形で代表も入れての176人の方の思いをこの理由に示されてるだけで、別に同種というのは基本的に南小学校を残してほしいという、そこが同じだという点であります。基本的にはそこは一緒ですから、内容としてですね、理由は、さっきも言いましたけど、ちょっとシンプルになってますけれども、よりわかりやすくしたということだと私は理解しています。

議 長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり

議 長

ないようでしたら本案に対する質疑を終結いたします。

請願第3号については、会議規則第92条の規定により文教厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長

異議なしと認めます。よって、本請願は文教厚生委員会に付託することに決しました。

なお、文教厚生委員会は6月9日午後2時開催でお願いをします。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時51分)